

## Fluzoトライアル利用規約 (Web申込コース用)

### (目的)

第1条 このFluzoトライアル利用規約(以下「利用規約」といいます。)は、一般社団法人著作権情報集中処理機構(以下「機構」といいます。)が提供する、管理事業者提出用楽曲等利用実績報告データ作成支援システム(以下「Fluzo」といいます。)のトライアル(ベーシックコース)による利用に関して必要な事項を定めることを目的とします。

### (定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 本サービス 利用規約に基づき機構がFluzoにより実現する別紙A所定のサービス
- (2) 契約者 利用規約に基づく利用契約を機構と締結し、本サービスの提供を受ける者
- (3) 利用契約 利用規約に基づき機構と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (4) 利用契約等 利用契約及び利用規約
- (5) 契約者設備 本サービスの提供を受けるため契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (6) 本サービス用設備 本サービスを提供するにあたり、機構が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (7) CDC-ID 原則として音源と一対一に関連付けられた符号で、楽曲の権利情報等が格納された本システムの基幹DBのキーコード
- (8) ユーザID 契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
- (9) パスワード ユーザIDと組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
- (10) フィンガープリント 音楽等のデジタルデータを基に生成した楽曲特定用のデータ
- (11) FP事業者 フィンガープリント又はフィンガープリント技術を用いた楽曲等特定サービス若しくはフィンガープリントの生成技術を提供する事業者

### (利用契約の締結等)

第3条 利用契約は、本サービスの利用申込者が、機構所定の利用申込書を機構に提出し、機構がこれに対し機構所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、機構は、本サービスの利用申込者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。

### (権利義務譲渡の禁止)

第4条 契約者は、あらかじめ機構の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

### (本サービス利用のための設備設定・維持)

第5条 契約者は、自己の費用と責任において、機構が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。

### (ユーザID及びパスワード)

第6条 契約者は、機構から提供を受けたユーザID及びパスワードを厳格に管理するものとし、常にその利用状況を把握するものとします。

- 2 第三者が契約者のユーザIDを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての債務一切を負担するものとします。また、当該行為により機構が損害(当該行為に起因して損害を被ったその他の者から機構が損害賠償を請求された場合を含みます。)を被った場合には、契約者は当該損害を補填するものとします。

### (禁止事項)

第7条 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (2) 第三者に本サービスを利用させる行為又は第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (3) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれが高い行為

- (4) フィンガープリントの生成、フィンガープリントを用いた楽曲等情報の取得その他本サービスが提供する機能の全部または一部を Fluzo の目的以外に利用する行為
- (5) CDC-IDを他の情報と関連付けて機構の事前の許諾なく第三者に提供する行為
- (6) その他機構に損害を与える行為

#### (再委託)

第8条 機構は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を機構の判断で第三者に再委託することができます。この場合、機構は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第13条(守秘義務)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の機構の義務と同等の義務を負わせるものとします。

#### (損害の賠償と免責)

第9条 契約者は、利用規約に違反して機構に損害が発生したときは、機構に対し、一切の賠償責任を負うものとします。

- 2 機構は、Fluzo の不具合により契約者に損害が発生したときは、機構の故意又は重過失による場合を除いて、契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。
- 3 機構は、Fluzo の利用により契約者に損害が生じたときは、機構の故意又は重過失による場合を除いて、契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。
- 4 機構は、Fluzo の利用により契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

#### (契約の解除)

第10条 契約者と機構は、相手方に対し、1日の猶予期間を設けたうえで、利用契約を解約することができるものとします。

- 2 機構は、契約者が利用契約等に違反したときは、催告を要せず、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
- 3 前項の解除権の行使は、機構の契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

#### (利用期間)

第11条 本サービスの利用期間は、機構所定の利用申込承諾書に定めるものとします。

#### (契約終了後の処理)

第12条 契約者は、利用契約の終了後一箇月以内に、本サービスの利用にあたって機構から提供を受け契約者の設備などに格納されたソフトウェア及び資料等を、契約者の責任及び費用で消去又は廃棄するものとします。但し、契約者が利用契約の終了後一箇月以内に本システムの継続的な利用にかかる契約を別途機構と締結する場合には、この限りでないものとします。

#### (守秘義務)

第13条 契約者と機構は、業務上知り得た相手方の秘密を善良な管理者として保持するものとし、利用期間中はもとより、利用契約終了後も、第三者に漏洩してはならないものとします。但し、機構が必要と認めた場合には、FP事業者に対して、契約者の名称を開示することができるものとします。

#### (合意管轄)

第14条 契約者と機構の間で紛争が生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### (協議等)

第15条 利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決するものとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等のその他の部分の効力には影響を与えないものとします。

#### 附則

##### (施行期日)

- 1 本利用規約は2011年2月1日より施行します。

## 別紙A

一般社団法人著作権情報集中処理機構が提供する Fluzo のサービスの内容（トライアル）は以下のとおりとします。

### 1. サービスの内容

サービスの種類及び内容は以下のとおりとします。

#### （権利問い合わせサービス）

楽曲の権利情報と関連付けられた CDC-ID を取得する方法として、次の手段を提供します。

#### （1）フィンガープリントを利用した問い合わせ

- ①フィンガープリント個別検索
- ②フィンガープリント一括検索

#### （2）メタ情報による問い合わせ

### 2. 本サービス利用可能時間

24時間365日

### 3. 契約者設備に関する仕様

契約者は、以下の仕様を充たす契約者設備を設定・維持するものとします。

#### （1）動作環境

- ・オペレーティングシステム：Windows7
- ・ブラウザ：Internet Explorer 9 又は 11
- ・CPU：PentiumD 以上もしくは Athlon64 X2 以上
- ・メモリ容量：1GB 以上
- ・ディスプレイサイズ 1280×1024pixel （SXGA サイズ）以上

#### （2）電気通信回線

- ・インターネット接続 10Mbps 以上